

茨木市屋外広告物除却・改修補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。）又は掲出物件（広告物を掲出する物件をいう。）の除却又は改修（以下「除却等」という。）をしようとする者に対し、市が補助金を交付することにより、茨木市屋外広告物条例（令和6年茨木市条例第15号。以下「市条例」という。）及び茨木市屋外広告物条例施行規則（令和6年茨木市規則第24号。以下「市規則」という。）の規定並びに茨木市屋外広告物ガイドライン（令和6年3月策定。以下「ガイドライン」という。）の内容に早期に適合する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置を促進し、もって広告景観の質を向上させることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市条例等不適合広告物等 市規則に定める許可基準を満たさず、又は市条例の定める禁止区域若しくは禁止物件に表示又は設置をし、若しくは禁止広告物等に該当することにより市条例の施行日以降に市条例第14条第1項の許可をすることができなくなる広告物等をいう。

(2) 市条例等適合広告物等 次に掲げる広告物等をいう。

ア 市条例及び市規則の規定並びにガイドラインの内容に適合する広告物等

イ 市条例及び市規則の規定に適合する広告物等で、市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、この要綱の実施の日から和10年12月30日までに除却等を完了するものとする。

(1) 府条例許可市条例等不適合広告物等（第6の規定による事前協議を行う日において、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下この号において「府条例」という。）第3条第1項、第8条の2第1項、第12条若しくは第15条第1項若しくは第2項の規定による許可若しくは市条例附則第4項の規定による市条例第12条第1項若しくは第14条第1項の許可（第5第3項において「府条例又は市条例の許可」という。）の許可期間にあるもの又は府条例の定める許可区域若しくは禁止区域に該当しない地域若しくは場所に表示し、若しくは設置する広告物等のうち、市条例等不適合広告物等に該当するものをいう。次号において同じ。）を除却する事業

- (2) 府条例許可市条例等不適合広告物等を市条例等適合広告物等に改修する事業
 - (3) 東西軸（茨木市景観計画において景観重要公共施設に指定された道路（中央通り（別院町４番～駅前一丁目１番）及び東西通り（西中条町２番～別院町７番）をいう。次号において同じ。）に隣接する敷地に存する広告物等を除却する事業
 - (4) 東西軸に隣接する敷地に存する広告物等を市条例等適合広告物等に改修する事業
- （補助対象経費）

第４ 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

- (1) 広告物等の除却に要する経費
 - (2) 広告物等の処分に要する経費
 - (3) 市条例等適合広告物等への改修に要する経費
 - (4) 市条例等適合広告物等の製作に要する経費
 - (5) 市条例等適合広告物等の設置に要する経費
- ２ 前項の規定にかかわらず、国、大阪府、市等の他の補助金の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。

（補助金額）

第５ 補助金の額は、除却等をする広告物等１基につき次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第３第１号及び第２号に掲げる事業 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額又は500,000円のいずれか少ない額
 - (2) 第３第３号及び第４号に掲げる事業 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額又は1,000,000円のいずれか少ない額
- ２ 前項の規定による補助金の額の算定において、市規則別表第３に定める壁面広告物又は工作物利用広告物の表示面積の合計が同表の規定に適合しないものの除却等をする場合（次号において「壁面広告物等の除却等をする場合」という。）にあっては、除却等をする広告物等が２基以上であっても１基であるものとする。
- ３ 壁面広告物等の除却等をする場合のうち、除却等をしようとする２基以上の広告物等に係る府条例又は市条例の許可を受けた者が２者以上であって、当該許可を受けた者等全員が連名で第６の規定による事前協議等の補助金の交付を受けるための手続を行ったときは、当該許可を受けた者ごとに前２項の規定による補助金の額の算定を行うものとする。

（事前協議）

第６ 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付事前協議書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に

提出し、事業計画の内容について事前に協議しなければならない。ただし、市長は、当該書類の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該書類の一部の添付を省略させることができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（除却等の前後のもの）
- (3) 現況カラー写真
- (4) 除却等に係る見積書（広告物等 1 基ごとに要する費用の内訳がわかるもの）
- (5) 第 3 第 2 号又は第 4 号に掲げる事業にあっては、改修後の広告物等の寸法、色彩、意匠、材料及び構造を明らかにした図面
- (6) 茨木市屋外広告物ガイドライン内容適合チェックリスト（様式第 2 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該協議を行った者に対し、必要な意見を記載した茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付（事前協議・変更事前協議）結果通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

- 第 7 第 6 第 2 項の事前協議結果通知書を受けた者は、茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付申請書（様式第 4 号）に第 6 第 1 項に掲げる書類及び第 6 第 2 項の規定により交付を受けた通知書の写しを添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該書類の一部の添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

- 第 8 市長は、第 7 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において補助金の交付又は不交付を決定し、茨木市屋外広告物除却・改修補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に対して通知する。

（変更の事前協議）

- 第 9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、茨木市屋外広告物除却・改修補助金変更事前協議書（様式第 6 号）に第 6 第 1 項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添付して市長に提出し、事前に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議があった場合は、市長は第 6 第 2 項に準じて茨木市屋外広告物除却・改修補助金（事前協議・変更事前協議）結果通知書を交付するものとする。

（変更の申請）

- 第 10 第 9 第 2 項の事前協議結果通知書を受けた者は、第 7 に準じて茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付変更承認申請書（様式第 7 号）を提出して市長の承認を受

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、第8に準じて変更の承認又は不承認を決定し、茨木市屋外広告物除却・改修補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第8号）により、申請者に対して通知する。

（実績報告）

- 第11 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後、茨木市屋外広告物除却・改修補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（1）除却等に係る支払いを証する書類

（2）除却等の状況が分かる写真

（補助金額の確定等）

- 第12 市長は、第11の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市屋外広告物除却・改修補助金確定通知書（様式第10号）により報告書を提出した者に通知する。この場合において、交付すべき補助金の額は、第8の規定により決定した額（第10第2項の規定による変更承認があったときは、当該変更後の額）を超えることができない。

（補助金の交付請求）

- 第13 第12の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

- 第14 市長は、第13の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（報告及び立入検査）

- 第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、補助金の交付決定を受けた者その他必要と認める者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、補助金の交付決定を受けた者の事務所若しくは補助金により除却等をした広告物等が存する土地若しくは建物に立ち入らせ、事業の状況若しくは帳簿、書類、広告物等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

- 第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) 補助に係る事業により除却した広告物等が存した土地、建物その他市長が不適當と認める場所に市条例等不適合広告物等を表示し、又は設置したとき。
- (6) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年2月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から実施する。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

協議者 住所
氏名
〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付事前協議書

茨木市屋外広告物除却・改修補助金の交付について、次のとおり協議を申し出ます。

① 区分	☐ 東西軸における除却 ☐ 東西軸における改修 ☐ その他の区域における除却 ☐ その他の区域における改修		
② 表示（設置） 場所	茨木市	③ 許可区域	第 種許可区域
④ 除却・改修 完了予定日	年 月 日	⑤ 景観形成地区	該当・非該当 景観形成地区
⑥ 許可年月日 及び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号	⑦ 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
⑧ 見積額	円	⑨ 交付申請額	円
⑩ 工事施行者 （屋外広告業者） ※改修の場合のみ	住所〒 氏名 電話番号 屋外広告業の登録番号：第（ ） 号 登録（更新）年月日： 年 月 日		

事前協議結果送付先	メールアドレス：
-----------	----------

除却・改修対象広告物等の内訳

広告物等の種別	市条例等不適合内容	除却・改修後の大きさ等
☐ 自家用 ☐ 非自家用 種類： 内容：		
☐ 自家用 ☐ 非自家用 種類： 内容：		

【添付書類】

- ☐ 付近見取図 ☐ 配置図（除却・改修前後のもの） ☐ 現況カラー写真 ☐ 除却等に係る見積書
☐ 改修後の広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造を明らかにした図面等（除却の場合は不要）
 ☐ 立面図 ☐ 意匠図 ☐ 構造図
☐ 茨木市屋外広告物ガイドライン内容適合チェックリスト（様式第 2 号）
☐ 協議者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状 ☐ その他市長が必要と認める書類

<記入要領>
①茨木市屋外広告物ガイドラインを確認の上、該当する項目にチェック及び具体的に配慮する内容等をご記入ください。
②「1 共通」は全ての項目について、「2 種類別」・「3 地域別」は該当する項目について、ご記入ください。
③「3 地域別」は掲出する場所が景観形成地区である場合は、(1)～(3)は記入せず、(4)～(8)のいずれかへご記入ください。
④複数の広告物について補助を受けようとする場合は、広告物1基ごとに作成してください。（2基補助申請→このチェックリストは2枚必要です。）
⑤チェックを入れることができない項目については、その理由及び代替の対応等を「具体的な配慮内容等」の欄にご記入ください。

1 共通の 配慮事項	ガイドライン記載事項	チェック	具体的な配慮内容等
	(1) 規模・配置 〔方針〕 まちなみや自然景観に調和した規模・配置とする ①まちなみや自然景観に調和した規模とする ②配置・配列を整理する ③同じ情報の反復を避ける ④まちなみに適した文字の大きさにする	☐ ☐ ☐ ☐	
	(2) 形態・意匠 〔方針〕 まちなみに調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする ①まちなみに調和した形態・意匠とする ②建物と一体的に計画する ③情報を整理する	☐ ☐ ☐	
	(3) 色彩 〔方針〕 まちなみや自然景観に調和した色彩とする。また、色彩の特性を活かし、見やすさやわかりやすさに配慮する ①まちなみに調和した色彩とする ②自然景観に調和した色彩とする ③高彩度色や色数を抑える ④見やすくてわかりやすい色彩とする	☐ ☐ ☐ ☐	
	(4) 照明 〔方針〕 過剰な照明は控え、周辺環境に調和したものを用いる ①過剰な照明を抑える ②地域特性に応じて演出する	☐ ☐	
	(5) 適切な維持管理 〔方針〕 屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全を確保する ①年に1回程度点検する。（計画を立てるなど） ②適切に維持管理する（体制を整備するなど） ③通行の安全を確保する	☐ ☐ ☐	
2 種類別の 配慮事項	ガイドライン記載事項	チェック	具体的な配慮内容等
	(1) 屋上広告物 〔方針〕 原則として屋上広告物の掲出を控える ①掲出を控える ②建物と一体的に計画する ③まちなみや背景となる自然景観の眺望に調和した意匠とする	☐ ☐ ☐	
	(2) 壁面広告物（工作物利用広告物を含み、建物は工作物と読み替える） 〔方針〕 建物やまちなみに調和した意匠・配置・色彩とする ①建物と一体的に計画する ②集約する ③建物の低層部に提出する ④まちなみのイメージを損なわない形態・意匠・色彩とする	☐ ☐ ☐ ☐	
	(3) 突出広告物 〔方針〕 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する ①突出幅を必要最小限にする ②掲出する位置、配置を整える ③整理、集約化する ④建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする	☐ ☐ ☐ ☐	
	(4) 地上広告物 〔方針〕 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模・掲出位置とする ①見通しや連続性に配慮した規模・掲出位置とする ②整理・集約化する ③まちなみや背景に調和した形態・意匠・色彩とする ④表示面以外に配慮する	☐ ☐ ☐ ☐	
	(5) 映像装置付き広告物（デジタルサイネージ）等 〔方針〕 周辺環境への影響が最小限となるように掲出する場所や表現方法を工夫する ①閑静な場所や交通の支障となる場所等への掲出を控える ②建物の高層部への掲出を控える ③明るさや動きを控える ④音響の使用は最小限とする	☐ ☐ ☐ ☐	

申請する広告物の種類 （該当するものに○）	屋上広告物 ・ 壁面広告物 ・ 突出広告物 ・ 地上広告物 （工作物利用広告物）
--------------------------	---

映像装置付き広告物等	☐ 該当する ☐ 該当しない	許可区域・景観形成地区の区分 （該当する区域又は地区を記入）	
------------	--	-----------------------------------	--

3 地域別の 配慮事項	ガイドライン記載事項	チェック	具体的な配慮内容等
	(1) 第1種許可区域 〔方針〕 住宅地の生活環境や豊かな自然景観への影響が最小限となるように配慮する ①掲出を控える ②自然景観に調和した意匠・規模、配置、色彩にする ③夜間照明の使用は最小限にする	☐ ☐ ☐	
	(2) 第2種許可区域 〔方針〕 通りの見通しや沿道のまちなみの連続性を妨げない規模、配置にする ①見通しを妨げない ②まちなみの連続性を妨げない ③まちなみに調和した色彩にする	☐ ☐ ☐	
	(3) 第3種許可区域 〔方針〕 周囲から突出して目立つことは避け、品格と賑わいを感じられる表示とする ①賑わいの連続性を創出する ②通りの見通しを妨げない ③まちなみに調和した色彩にする ④魅力的な夜間景観を演出する	☐ ☐ ☐ ☐	
	(4) にぎわい景観形成地区 〔方針〕 活気ある通りの賑わいのなかにも、心地よさとまちの品格を感じさせるまちなみにする ①通りの活気を創出する ②店先の屋外広告物に植栽を添える ③店内と一体的に演出する	☐ ☐ ☐	
	(5) 元茨木川緑地景観形成地区 〔方針〕 風格のある自然の緑の存在感を妨げないような落ち着いた色彩や規模とする ①緑に馴染む色彩にする ②樹木の高さを超えないようにする ③温かみのある夜間照明にする	☐ ☐ ☐	
景観形成地区	(6) 彩都景観形成地区 〔方針〕 沿道から見た山並みやまちなみへの眺めに配慮する ①個性的なまちなみのイメージを損なわない規模にする ②高層部に掲出しない ③自然景観と住宅景観に馴染む色彩にする	☐ ☐ ☐	
	(7) 歴史的景観形成地区 〔方針〕 落ち着いた色彩を基調とし、歴史の趣が感じられるまちなみを損なわない最小限の掲出とする ①歴史的なまちなみを損なわない ②屋外広告物の規模を小さくする ③温かみのある夜間照明にする	☐ ☐ ☐	
景観形成地区	(8) 沿道景観形成地区 〔方針〕 シンボルロードとしてふさわしい秩序ある沿道空間を創出する ①街路樹に馴染む規模・配置・色彩とする ②通りの見通しを妨げない	☐ ☐	

※ 映像装置付き広告物等については、(5)の欄に加えて種類別に応じた(1)～(4)いずれかへの記入もお願いします。

様式第3号（第6関係）

茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付（事前協議・変更事前協議）結果通知書

第 号

住所（所在地）

氏名（法人名）

年 月 日付けで協議のあった茨木市屋外広告物除却・改修補助金の交付について、次のとおり結果を通知します。

年 月 日

茨木市長

1 表示（設置）場所 茨木市

2 協議結果

年 月 日

（申請先）茨木市長

〒
住所
氏名
〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付申請書

茨木市屋外広告物除却・改修補助金の交付について、次のとおり申請します。

① 区分	☐ 東西軸における除却 ☐ 東西軸における改修 ☐ その他の区域における除却 ☐ その他の区域における改修		
② 事前協議結果 通知番号	第 号	③ 表示（設置） 場所	茨木市
④ 見積額	円	⑤ 交付申請額	円
⑥ 工事施行者 （屋外広告業者） ※改修の場合のみ	住所〒		
	氏名 電話番号	屋外広告業の登録番号：第（ ） 号 登録（更新）年月日： 年 月 日	
⑦ 表示（設置）場所又は物件の所有（管理）者の承諾	☐ 本件広告物等の除却・改修について、表示（設置）場所又は物件の所有（管理）者及び本件広告物等の所有者又は占有者から承諾を得ている。		

除却・改修対象広告物等の内訳

広告物等の種別	市条例等不適合内容	除却・改修後の大きさ等
☐ 自家用 ☐ 非自家用 種類： 内容：		
☐ 自家用 ☐ 非自家用 種類： 内容：		

事前協議における意見に対する対応（意見ありのときのみ対応を記載）

☐ 意見なし ☐ 意見あり

- 【添付書類】（事前協議時に提出したものから変更があるもののみ添付（委任する場合の委任状は必須））
- ☐付近見取図 ☐配置図（除却・改修前後のもの） ☐現況カラー写真 ☐除却等に係る見積書
- ☐改修後の広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造を明らかにした図面等（除却の場合は不要）
- ☐立面図 ☐意匠図 ☐構造図
- ☐茨木市屋外広告物ガイドライン内容適合チェックリスト（様式第2号）
- ☐茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付事前協議結果通知書の写し
- ☐申請者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状 ☐その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市屋外広告物除却・改修補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市屋外広告物除却・改修補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

(条件 ・ 理由)

年 月 日

茨 木 市 長

年 月 日

（あて先）茨木市長

協議者 下
住所
氏名
〔法人その他の団体にあつては、〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

茨木市屋外広告物除却・改修補助金変更事前協議書

茨木市屋外広告物除却・改修補助金の交付について、次のとおり変更の協議を申し出ます。

① 補助金交付 決定年月日 及び許可番号	年 月 日 茨木市指令 第 号	② 表示（設置） 場所	茨木市
③ 変更内容			
④ 変更理由			
⑤ 変更後見積額	円	⑥ 変更後 交付申請額	円
⑦ 変更前 交付決定額	円	⑧ 差し引き 増減額	円

事前協議結果送付先	メールアドレス：
-----------	----------

- 【添付書類】（交付申請時に提出したものから変更があるもののみ添付（委任する場合の委任状は必須））
- ☐付近見取図 ☐配置図（除却・改修前後のもの） ☐現況カラー写真 ☐除却等に係る見積書
- ☐改修後の広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造を明らかにした図面等（除却の場合は不要）
- ☐立面図 ☐意匠図 ☐構造図
- ☐茨木市屋外広告物ガイドライン内容適合チェックリスト（様式第 2 号）
- ☐協議者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状 ☐その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者 〚
住所
氏名
〔法人その他の団体にあつては、〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付変更承認申請書

茨木市屋外広告物除却・改修補助金の交付について、次のとおり変更を申請します。

① 変更事前協議 結果通知番号	第 号	② 表示（設置） 場所	茨木市
③ 変更内容			
④ 変更理由			
⑤ 変更後見積額	円	⑥ 変更後 交付申請額	円
⑦ 変更前 交付決定額	円	⑧ 差し引き 増減額	円
⑧ 表示（設置）場所又は物件の所有（管理）者の承諾	☐ 本件広告物等の除却・改修について、表示（設置）場所又は物件の所有（管理）者及び本件広告物等の所有者又は占有者から承諾を得ている。		

- 【添付書類】（変更事前協議時に提出したものから変更があるもののみ添付（委任する場合の委任状は必須））
- ☐付近見取図 ☐配置図（除却・改修前後のもの） ☐現況カラー写真 ☐除却等に係る見積書
- ☐改修後の広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造を明らかにした図面等（除却の場合は不要）
- ☐立面図 ☐意匠図 ☐構造図
- ☐茨木市屋外広告物ガイドライン内容適合チェックリスト（様式第 2 号）
- ☐茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付変更事前協議結果通知書の写し
- ☐申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状 ☐その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
（団体名及び代表者名）

茨木市屋外広告物除却・改修補助金変更（承認・不承認）通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市屋外
広告物除却・改修補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

（ 条件 ・ 理由 ）

- | | |
|-------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 9 号（第11関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
氏 名
（団体名及び代表者名）

茨木市屋外広告物除却・改修補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金精算額 円

3 添付書類

- (1) 除却等に係る支払いを証する書類
- (2) 除却等の状況が分かる写真

様式第10号（第12関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(団体名及び代表者名)

茨木市屋外広告物除却・改修補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市屋外広告物除却・改修補助金実績報告書を
審査の結果、茨木市屋外広告物除却・改修補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第11号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名
（団体名及び代表者名）

茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
屋外広告物除却・改修補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

☐	銀行・農協	本 店 支 店 出張所	金融機関コード									
	信用金庫		店舗コード									
	信用組合		口座番号									
口座種別 1 普通 2 当座 3 その他												
☐ ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号							
口座名義人	フリガナ											

口座名義人欄は、ゆうちょ銀行以外の場合、ゆうちょ銀行の場合のいずれであっても記入してください。